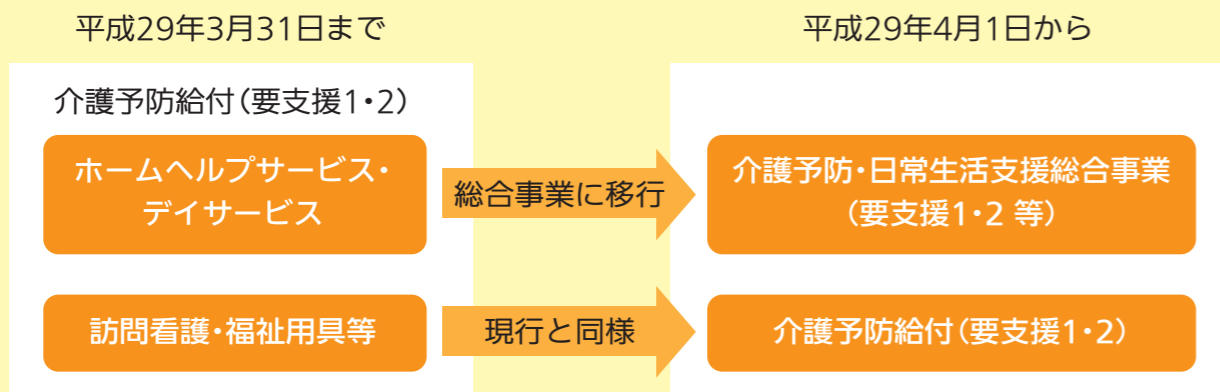


4月から介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります！

☎ 高齢者支援課介護保険係 ☎028(677)6015 ・ 地域包括支援センター係 ☎028(677)6080

要支援1・2の認定を受けた人が現在利用している「ホームヘルプサービス(介護予防訪問介護)」と「デイサービス(介護予防通所介護)」は、平成29年4月から認定の更新に合わせて「介護予防・日常生活支援総合事業(※略して総合事業)」に移行することになります。これにより、要支援の認定を受けた人やサービスを必要とする人(事業対象者)が、その人の状態や希望

に合わせたサービスを受けられるため、安全安心な在宅生活を送ることができます。
現在、要支援1・2の認定を受けており、ホームヘルプサービスとデイサービスを利用している人には、認定の更新時に別途お知らせします。総合事業に移行しても、ケアマネジメントに基づき、必要な人は引き続き現在のサービスを受けることができます。



総合事業に移行したら
どうなるの？



- ◎認定の更新時まで、現在の被保険者証(認定証)はそのまま使用できます。
- ◎要支援認定申請(更新)は今までどおり行います。
- ◎ホームヘルプサービスやデイサービスに相当するサービスを利用する場合、利用料金や内容に若干の変更があります。詳細は、高齢者支援課にお問い合わせください。

臨時福祉給付金(経済対策分)の 申請は2月24日(金)から

☎ 健康福祉課福祉係 ☎028(677)1112

臨時福祉給付金 (経済対策分)

1人につき 15,000円

平成28年度臨時福祉給付金の受給対象者

(平成28年度分の住民税が課税されない人)
ただし、住民税課税者の扶養親族になっている人や
生活保護を受給している人などは除く

※支給は1回限りです。
※基準日(平成28年1月1日)時点で芳賀町に住民票がある人が対象です。

申請方法など

- 申請期間 2月24日(金)～5月24日(水)
(当日消印有効)
- 提出書類
 - ・申請書
 - ・本人確認書類の写し(対象者全員分)
 - ・振込口座の通帳の写し など
- 提出先 健康福祉課福祉係
- 提出方法 返信用封筒に申請書と必要書類を入れ、郵送してください。
- 受取方法 4月中旬から順次、申請書に記入された指定口座に入金する予定です。

対象になる
可能性がある人に
2月下旬に
郵送します

問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル 0570(037)192

※9:00～18:00(平日のみ)